

一般社団法人日本パラカヌー連盟
コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「本連盟」という。）のコンプライアンスに関する取扱いについて必要な事項を定め、もって本連盟におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟における事業活動の全てに適用する。

2 本規程は、本連盟の全ての役員、委員、職員および会員（以下「役職員等」という。）に対して適用する。

(定義)

第3条 本規程に定めるコンプライアンスとは、本連盟の事業活動が法令、通達、定款および本連盟内規程等ならびに社会一般の規範（以下「法令等」という。）について遵守していることをいう。

第2章 コンプライアンスへの取組み

(会長の責務)

第4条 会長は、本規程の目的を達成するため、コンプライアンスを本連盟運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備および維持ならびに向上に努めるものとする。

(役員および会員の義務)

第5条 全ての役職員等は、本規程の目的を踏まえ、法令等を遵守し、自らの職務に努めるものとする。

2 全ての役職員等は、自らの職務を遂行するに当たり、つぎに掲げる行為を行ってはならない。

(1) 法令等に違反する行為

(2) 他の役職員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆または強要

(3) 他の役職員等が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認または黙認

(4) 他の役職員等またはその他の者からの依頼、請負または強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾

(5) 反社会的勢力との関係および取引行為

- (6) 人種差別、暴力・暴言、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為、ドーピング等の薬物乱用などの行為
 - (7) 官民間わず汚職や賄賂をはじめとした不正行為
 - (8) 本連盟内で知りえる顧客ならびに本連盟の機密情報を第三者に漏洩する行為
 - (9) 補助金助成金等の経理処理に関し、補助基準に基づく適正な処理を行わないこと、または他の目的への流用や不正行為
 - (10) その他本連盟の信頼を毀損する行為
- 3 前項各号に掲げる行為を行った役職員等については、本連盟規程等に基づく処分を科すものとする。

(通報)

第6条 全ての役職員等は、前条第2項の行為を行う、または行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報するものとする。通報に関する規程は別に定める。

第3章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンス体制)

- 第7条 本連盟におけるコンプライアンスの取組み（事項に掲げるものを除く。）については、本規程の実効性を確保するコンプライアンス推進委員会がその遵守状況を監視する。
- 2 本連盟におけるコンプライアンスの取組みのうち、重要事項の決定については、理事会が行うこととする。

(理事会の決議)

- 第8条 前条第2項の規程に基づき理事会が決定することとされている重要事項は、以下に掲げるものとする。
- (1) 本規程およびコンプライアンスに関する規程の制定および改廃
 - (2) コンプライアンス体制に関する本連盟内組織の設置、変更および廃止
 - (3) コンプライアンス推進委員会への監督および指導
 - (4) その他コンプライアンス推進委員会からの付議事項に関する決定

(コンプライアンス推進委員会)

第9条 コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）は、理事会の直属機関としてこれを設置する。委員会の運営については別に定める。

(委員会の権限)

第10条 委員会は、第7条第1項に基づき、つぎの事項を行うものとする。

- (1) 本規程およびコンプライアンスに関する規程の制定および改廃に関する理事会への付議
 - (2) 本規程およびコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成
 - (3) 本連盟内全体のコンプライアンス教育の計画、管理、実施および見直し
 - (4) その他委員会において必要とされる事項
- 2 前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、委員会の決議を経た上で行うものとする。
 - 3 委員会は、前項の決議を行うに当たり、疑義が生じた事項については、理事会に意見を徴求することとする。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規程は、平成 29 年 4 月 23 日より施行する。
- 2 本規程は、2024 年 7 月 18 日より一部改定施行する。
- 3 本規程は、2026 年 3 月 24 日より一部改定施行する。